

令和 7 年度古賀市市民意識調査等業務委託仕様書（案）

1. 契約件名

古賀市市民意識調査等業務委託

2. 業務の目的

本業務は、令和 4（2022）年度からを計画期間とする「第 5 次古賀市総合計画」の策定から 3 年が経過し、市民が持つ市に対する認識や市政に対する意向等のアンケート調査を実施することで、本市の実態を把握するとともに今後のまちづくりの方向性や地方創生に資する取組を検討するために実施することとする。

3. 業務内容

市民意識調査の実施、分析

(1) 調査票等の設計支援

- ① 「まちづくりに関するアンケート調査（令和 4 年度実施）」（参考資料 1）と同一の内容及び市が任意に設定する項目（受託者と協議し決定）を想定する。
- ② 今後のまちづくりの方向性や地方創生の推進に資する取組を検討する上で、効果的と考えられる調査内容がある場合は、独自の提案を行い、実施すること。

(2) 調査票等の作成及び送付、回収

- ① 古賀市内在住の満 18 歳以上の市民（3,000 人）を対象。
- ② 調査にあたっては、紙面と WEB どちらでも回答ができることとし、回収率向上に向けた取組を行うこと。なお、WEB アンケートシステムについては市で構築したものを提供する。ただし、受託者において WEB アンケートシステムを構築することもできるものとする。
- ③ 発送、回収に係る郵便料も委託料に含まれるものとする。

(3) 調査結果の集計・分析・報告

- ① 分析の際には市民ニーズを捉えるために有効と考えられるクロス集計や世代別集計などについて提案し、実施すること。
- ② 集計結果（単純集計）は令和 7 年 12 月 10 日、最終分析については 12 月 25 日までに報告すること。

4. 履行期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 24 日までとする。

5. 履行場所

古賀市内及び市が指定する場所

6. 成果品

市民意識調査にかかる報告書（簡易製本1部、電子データ）

※提出された成果品は、本市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、ホームページの作成、製本及び増刷等を行い、公表できるものとする。

7. 納入場所

古賀市役所 総務部 経営戦略課

8. その他

- (1)本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受託者が協議し、受託者は市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。
- (2)市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (3)受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (4)業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。
- (5)受託者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (6)本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。

9. 担当部署

古賀市総務部経営戦略課経営戦略係

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

電話：092-942-1113 ／ FAX：092-942-3758

E-mail：k-senryaku@city.koga.fukuoka.jp